

付添犬活動実施におけるガイドライン

2026年3月

認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ
(付添犬認証委員会)

第1 はじめに

本ガイドラインは、子どもが、目撃／体験したことを証言などする際に、効果的かつ安全に付添犬の支援を受けられるよう、付添犬活動の適切な運用に向けて作成されたものである。本ガイドラインは、付添犬活動のうち、付添犬が証言等に同席する場合に適用されるものである。

本ガイドラインの作成に当たっては、付添犬活動のもととなったコートハウス・ファシリティ・ドッグに関わる制度の普及啓発や法整備を進める組織である、米国 Courthouse Dogs Foundation や、動物福祉団体で動物介在サービスを含む情報発信などを行う組織である、American Humane Society のマニュアル^{1,2}を参照した上で、日本の司法制度や付添犬活動の現状に合わせて修正を加えた。

第2 付添犬活動の運用基準

認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ（以下「つなぐ」という）は、付添犬活動において、子どもに最善の利益を提供するために、子どもの安全、周囲の人々の安全、および動物の福祉に配慮し、本ガイドラインに従って付添犬活動を実施する。なお、付添犬を利用するのは、原則として18歳以下の者（子ども）である。

つなぐは、付添犬の利用について申し込みを受けた場合、コーディネーターの調整のもと、協力団体（社会福祉法人日本介助犬協会及び公益社団法人日本動物病院協会）に要請をして、付添犬及びハンドラーの候補を定め、つなぐの付添犬認証委員会（以下「付添犬認証委員会」という。）に報告をしたのち、付添犬活動を実施する。

第3 付添犬活動の意義

1 付添犬とは

このガイドラインにおいて、「付添犬」とは、子どもが、目撃／体験したことを証言などする際に、子どもの心理的負担を軽減するために、その全て又は一部で子どもに寄り添う犬であって、第4の1の認証を受けたものをいう。

2 意義及び目的

付添犬による支援には、証言等に向けた意欲の確保、証言等に伴う精神的負担の軽

¹ Courthouse Dogs Foundation. (2015). Facility Dogs at Children's Advocacy Centers and in Legal Proceedings. Best Practices. <http://courthousedogs.wpengine.com/wp-content/uploads/2017/02/Facility-Dogs-at-CACs-Best-Practices-Final-2-18-15.pdf>.

² American Humane. Therapy Animals Supporting Kids (TASK)TM Program. <https://www.americanhumane.org/app/uploads/2016/08/therapy-animals-supporting-kids.pdf>.

減、又は診療の促進などを通じた、子どもの福祉並びに生活の質の向上及び適正な手続きの実現に寄与することが期待される（資料1参照）。付添犬活動は、そのために行われなければならない。

3 活動場面

代表者聴取／協同面接をはじめとした司法面接、系統的全身診察、裁判所での手続き等において、子どもが目撃・体験したことを語る際などにおいて活動する。

第4 付添犬及びハンドラーの認証

1 付添犬の認証

(1) 認証方法

付添犬は、つながぐが契約を締結した犬の育成又は管理団体（以下「提携団体」という。）から申請された犬を、つながぐにおいて認証する。提携団体から申請があったものについて、つながぐは、付添犬認証委員会において審査を実施し、付添犬候補犬が、本ガイドラインに記載する能力を有すると認めた場合においては、認証する。

(2) 申請方法

提携団体は、Assistance Dogs International（以下、「ADI」という。）認可団体により育成された犬又は下記要件を満たした犬（付添犬候補犬）である場合においては、つながぐに認証の申請ができる。

記

- ア 付添犬としての適性評価を受けた上で、動物介在サービス（人のウェルビーイングの向上を目的に、動物を活用して行われる医療、福祉、教育等の専門的サービス。以下、「AAS」という。）のうち、子どもを対象とする活動において豊富な経験があること。
- イ AASの専門家からなる組織を有しており、AAS実施マニュアルや危機管理体制を構築した上で、安全にAASを運営していることが認められる団体（以下「AAS団体」という。）に所属していること。

2 ハンドラーの認証

(1) ハンドラーの要件

ア 認証方法

ハンドラーは、提携団体から申請された者を、つながぐが認証する。提携団体から申請された者について、つながぐは、付添犬認証委員会において審査を実施し、ハンドラー候補者が、本ガイドラインに記載する能力を有すると認めた場合においては、認証する。

イ 申請方法

提携団体は、以下のいずれかの要件を満たす者である場合においては、つながぐに認証の申請ができる。

(ア) 司法面接実施団体に所属して、司法面接に関する専門的知識及び技能を有する者で、ADI 認可団体又は AAS 団体により付添犬ハンドラーとして訓練、審査及び認定を受けた者。

(イ) ADI 認可団体又は AAS 団体に所属し、各団体が実施する、訓練、審査及び認定を受けた者で、専門研修を修了している者（この場合には、子どもが目撃／体験したことを証言等する際の手続きに関する専門職の監督下において活動する。）。

3 付添犬とハンドラーの認証後の手続き

(1) 必要な手続き

提携団体及びハンドラーは、認証されたハンドラーや犬について、つなぐが定める必要書類を速やかに提出する。なお、つなぐは、ハンドラーから、付添犬活動にかかわる際に得た情報に関して、秘密を保持することを誓約する書面に署名が提出されていない場合には、活動に参加させてはならない。

(2) 付添犬及びハンドラーの必要な能力の維持

提携団体及びハンドラーは、認証された犬及びハンドラーが、付添犬として必要な能力を維持できるよう努めなければならない。

(3) 付添犬及びハンドラーの研修

ハンドラーは、毎年、つなぐの指定する研修を受けなければならない。

(4) 認証の取消

つなぐは、認証した犬又はハンドラーが、付添犬又は付添犬ハンドラーとして必要な能力を確保できていない場合や指示に従わない場合には、提携団体に改善のために必要な措置をとるよう連絡する。かかる措置を講じてもなお、必要な能力を有しないことが認められる場合には、つなぐは認証を取り消すことがある。

第4 付添犬活動の運営

1 付添犬活動実施の基準

付添犬は、子どもや保護者、被虐待児に対応する者及び機関専門家（例えば、児童相談所職員、検察官や弁護士、警察官、医師、等）からの要望に基づき、付添犬活動による各種効果が期待され、子どもと付添犬との関わりに問題がないと判断された場合にのみ、派遣される。

2 付添犬活動実施の表示等

(1) 付添犬の表示等

付添犬の活動にあたっては、子どものプライバシーに配慮し、屋外など事情を知らない第三者のいる場所においては、付添犬であることや、付添犬のハンドラーであることの表示をしない。もっとも、子どものプライバシーに問題がない場合や、施設管理者に求められる場合には、付添犬であることを明らかにするための表示や、付添犬ハンドラーであることを明らかにするための表示をする。

(2) 証明書の提示

付添犬のハンドラーは、付添犬活動の実施にあたって、施設管理者からの請求があるときは、付添犬のハンドラーであることを明らかにするために、つなぐが発行する書類又は所属団体が発行する書類を所持し、必要に応じて提示する。

(3) 表示の制限

何人も、つなぐが派遣した付添犬及びハンドラーが行う活動以外において、付添犬の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

3 ハンドラーの守秘義務

ハンドラーは、上述したように、つなぐとの間で、付添犬活動にかかわる際に得た情報に関して、秘密を保持することを誓約する書面に署名した場合にのみ、活動に参加できる。また、施設管理者若しくは聴取を主宰する者又は機関から、別途、守秘義務契約書などの提出を求められた場合には、その場において協力する。

4 付添犬活動実施の手順

(1) 利用申し込み

付添犬活動を希望する場合、子ども本人の被害者代理人弁護士、検察官又は児童相談所職員等が、つなぐに対して利用を申し込む。申込者は、つなぐから提示される付添犬の利用に関わる留意点を把握しなければならない（子どもに証言させるための交換条件として付添犬を提示すること、付添犬を擬人化して子どもに証言を促すことはしてはならない）。保護者に説明する場合には、資料3を使用することもできる。

(2) つなぐは、付添犬派遣の依頼があった場合、子どもの最善の利益を図るため、子どもに関わる大人や機関とともに、付添犬活動の実施や方法を、個別に判断する。

(3) 付添犬活動の実施手順は、資料2記載の通りである。

(4) 付添犬の基準を保証するために、ADI 認可団体は、犬とハンドラーの定期的なフォローアップを実施し、AAS 団体は、犬とハンドラーの適性評価を定期的の実施する。

(5) ハンドラーは、ハンドラー研修や、虐待や犯罪の被害児童支援の研修を通して、子どもの支援に関わる最新の知識および技術を身に付ける。

(6) ハンドラーの所属団体は、すべての獣医師の記録、適性評価（もしくはパブリックアクセステスト）の結果、証明書のコピーを保管する。

(7) 付添犬活動の実施が望ましくない場合の例として、**ア** 乃至 **オ** の場合が考えられるが、これらに限定されない。なお、子どもに軽微のアレルギーがあった場合でも、アレルギー対策を講じた上で、付添犬派遣の効果がリスクを上回ることが見込まれる場合には、付添犬活動の実施ができる。

ア 子どもが犬の毛／ふけに対するアレルギーを持っている場合

- イ 子どもが犬アレルギーのある喘息患者の場合
- ウ 子どもに開放創がある場合
- エ 子どもに原因不明の発熱症状がみられる場合
- オ 子どもが動物に対する虐待や恐怖に関連する行動的または精神的問題を有する場合

第5 ハンドラーの一般的責任

1 はじめに

ハンドラーは、付添犬活動を実施する際、次に記載する一般的責任を負う。

2 一般的責任

- (1) ハンドラーは常に付添犬活動全般に責任を有する。ハンドラーは、いかなる場合も、ハンドラーのいない状態で、子ども、または家族が付添犬と関わることがないように努めなければならない。
- (2) ハンドラーは、付添犬との接触を望まない子ども、訪問者、職員の権利を尊重しなければならない。ハンドラーは、付添犬派遣先施設の利用に当たって、施設管理者の指示に従わなければならない。
- (3) ハンドラーは、日常的に犬の心身の健康状態を評価し、全身状態が悪化している、病気の兆候や症状がある場合には、付添犬活動を中止しなければならない。
- (4) 付添犬は、各派遣前に、清潔に、グルーミングされていなければならない。
- (5) 付添犬は、ハンドラーにより適切に管理され、必要に応じて認定証を携行しベストを着用しなければならない。
- (6) 万が一、付添犬の排泄の失敗があった場合は、ハンドラーは、その責任のもと直ちに清掃・消毒し、排泄物を適切に処理しなければならない。
- (7) 万が一、付添犬活動で事故（ひっかき傷、噛み傷、アレルギー反応など）が発生した場合、ハンドラーは直ちに管理者に連絡し、その旨を記録する。
- (8) ハンドラーが付添犬と一緒にいることができない場合、ハンドラーは付添犬をクレートに入れるか、付添犬の管理資格を持つ他の職員に付添犬を預けなければならない。ハンドラーが不在となる際には、ハンドラーは他の者が付添犬と干渉しないように、適切な措置を採らなければならない。
- (9) 付添犬やハンドラーは、損害賠償保険に加入しなければならない。

第6 付添犬の一般的健康

子どもや家族、職員への病気の感染を防ぐため、行動に関わる適性評価に合格することに加え、付添犬の健康状態が良いことが確認されている必要がある。付添犬の所属団体は、付添犬が、毎年健康診断を受け、必要とされる予防接種等を受け、付添犬活動時に健康であることを確認する。健康状態が良いことが確認できない場合には、

付添犬活動は直ちに中止される。

資料 1

付添犬を導入する意義等

第 1 付添犬を導入する意義

事実を調査する過程において、子どもから事実を聴取する際には、正確な情報を、より多く得ることが求められる。しかし、被害体験を話すこと自体が、被害を再体験することとなり二次被害になる上に、見知らぬ大人に話さなければならないことが、大きな苦痛となる。また、捜査機関や裁判手続きといった大人でも緊張するような場面や、被告人の近く（もしくは被告人の存在を感じる場所）で証言することは、一層の苦痛となる。過剰なストレスは、子どもに生理学的な防御反応（シャットダウンや解離）を引き起こし、子どもが正確に情報を伝える能力を引き下げてしまう可能性がある。さらに、親からの性的虐待が疑われるといった場合には、親以外からの性的虐待に比較して、子どもの開示率が低くなる（Hershkowitz et al., 2005, Saywitz & Nathanson, 1993）。

司法手続きにおいて、付添犬は、証言等をする子どもに寄り添うことで、話をする際の子どもの精神的な負担を軽減する。付添犬の存在によって過剰なストレス状態が和らげられることで、子どもの話す能力が維持されることが期待される（Krause-Parello et al., 2018）。

また、つながりにおける付添犬活動の実践では、付添犬の同席下で証言をした子どもが、後日、証言の日を振り返った際に、生き生きとした様子で、付添犬との良い思い出を語るなど、証言後の子どもの心の安定にも役立っている様子が見受けられている（Spruin et al., 2020）。

証言中、付添犬は子どもの足元で穏やかに伏せている（寝ている）。柔らかな毛、温もりのある体、呼吸とともにゆっくりと上下する胸の動き等、五感に穏やかに伝わる犬からの刺激は、子どもが「いま、ここにいる」という感覚を持たせてくれる。このような犬の存在は、子どもが過剰なストレスによる解離の予防にもつながる。このことは、研究からも裏打ちされており、犬の存在はときに人の存在以上にストレス反応を緩和させる役割を果たすことが、生理学的指標を用いた客観的な評価から示されている（Krause-Parello et al., 2018）。

第 2 付添犬活動におけるリスク管理について

このように付添犬の存在は、子どもの負担軽減ならびにより質の高い聞き取りを可能にする。それでもなお、付添犬の導入にあたっては、それにより生じるリスクに配慮した入念な準備と対策が必要である。

付添犬を導入することで生じることが想定されるリスクとして、犬によるアレルギー

一の発生、犬の行動により生じるケガ、犬の存在による子どもの注意散漫、子どもの証言の信頼性への影響が考えられる。犬による重度のアレルギーは稀であるが、子どもや被告人その他手続きに関与する者にそのような症状を生じる可能性のある場合には、付添犬の導入は控える必要がある。軽微なアレルギー症状を生じる可能性がある場合は、付添犬の同伴による効果とリスクとのバランス、対応措置の可能性などに配慮して導入を検討する。犬の行動により生じるケガ（噛みつき、飛びつき、引っ張り等）が生じないように、付添犬は厳正に育成および評価され、ハンドラーが適切に管理している。なお、万が一に備えて付添犬及びハンドラーは、所属団体において、損害賠償保険に加入している。

子どもの証言の信頼性を担保するために、付添犬とハンドラーは、裁判所等の指示に従い、付添犬と付添犬ハンドラーに期待される役割、証拠の収集や司法の適切な執行を妨げないように求められる関わりについて訓練を受けている。

第3 研究例

1 むいぐるみや人間と比較した研究（米国）

実験状況下で子どもに心理的な負荷をかけ、その際に①犬、②優しい大人、③ぬいぐるみがいたときの、子どものストレス状態を調べた。この研究では、犬と一緒にいた場合のみ、ストレスホルモンとよばれるコルチゾールの上昇が抑えられ、ストレス負荷が他の条件と比べて有意に低いことが示されている（Beetz et al., 2011）。

2 司法面接時のストレス反応を研究した例（米国）

聞き取りに同伴するために特別な訓練を受けた犬（コートハウス・ファシリティ・ドッグ®、以下ファシリティ・ドッグ）がいる場合といない場合で、性被害を受けて司法面接を受ける子どものストレス反応の違いを調べた研究では、犬がいた場合に面接後の子どもの心拍数が有意に減少していること、また、わいせつ行為を開示した子どもや高年齢の子どもほど、犬の存在による影響が大きいことも示されている（Krause-Parello ら, 2018）。

3 面接者や警察官などを対象にしたアンケート調査（米国）

犬の存在が面接者とのラポール（信頼関係）の形成に有効であることや、子どもが面接により協力的になることなどが示されている（Spruin et al., 2020）。ラポール形成により子どもは面接者に対して安心感を抱き、より明確に意思疎通することが可能となる。

4 児童相談所職員を対象にしたアンケート調査（日本）

付添犬を活用した経験のある児童相談所職員を対象にしたアンケート調査では、回答者全員が付添犬の存在により子どもが聴き取りでよりリラックスできると答えている（Yamamoto et al, 2025）。

参考文献一覽

- Beetz et al., 2011. Beetz A., Kotrschal K., Turner DC., Hediger K., Uvnäs-Moberg K., Julius H. (2011). The effect of a real dog, toy dog and friendly person on insecurely attached children during a stressful task: an exploratory study. *Anthrozoös*, 24(4): 349-368.
- Hershkowitz et al., 2005. Hershkowitz I., Horowitz D., Lamb ME. (2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israel: A national study. *Child Abuse & Neglect*, 29: 1203-1214.
- Krause-Parello et al., 2018. Krause-Parello CA., Thames M., Ray CM., Kolaas J. (2018). Examining the effects of a service-trained facility dog on stress in children undergoing forensic interview for allegations of child sexual abuse. *Journal of Child Sexual Abuse*, 27(3): 305-320.
- Saywitz, K. J., & Nathanson, R. (1993). Children's testimony and their perceptions of stress in and out of the courtroom. *Child Abuse & Neglect*, 17(5), 613-622.

Spruin et al., 2020. Spruin E., Dempster T., Mozova K. (2020). Facility dogs as a tool for building rapport and credibility with child witness. *International Journal of Law, Crime and Justice*, 62, <https://doi.org/10.1016/j.ijlcrj.2020.100407>.

Yamamoto M., Fujihara, K., Hida K., Maruyama Y. (2025). The role of "Tsukisoi-ken" for children undergoing a forensic interview. *International Society for Anthrozoology*, Saskatoon, Canada

資料2

付添犬およびハンドラーが面接に同席する際の付添犬活動全般

- ・ 派遣においては、付添犬活動を実施する許可などを得たのち、子どもの権利擁護機関であり、事件に対して中立的な存在である、つながぐが派遣管理を行う。
- ・ コーディネーターは、司法面接や裁判所における証言等（以下「面接」という。）の司法手続きを十分に理解した上で、司法の専門家と密に連携し、事件に対して中立的な存在として、付添犬活動が円滑かつ適正に実施できるよう調整する。
- ・ 要請があれば、コーディネーターは、付添犬が同席する意義を示す資料や、付添犬とハンドラーの証明書などを提出する。
- ・ コーディネーターは、付添犬の派遣現場において、建物内での動線、活動時の服装、室内での着座位置、面接時のハンドラーの遮音の可否や方法、面接時の連絡手段の方法等を面接の責任者などと調整するなどし、付添犬活動を円滑に進められるようにする。なお、面接時は室内に同席しない。
- ・ 面接時、付添犬は、子どものそば（ソファの上や足元）に伏せる。ハンドラーは、なるべく、子どもの視界に入らないように着席し、必要時以外の発言は控える。
- ・ 司法面接に際しては、室内は、通常、録音録画されているため、付添犬とハンドラーも、録音・録画されることとなる。

資料3

認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐ 付添犬活動

認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐでは、付添犬を派遣しています。付添犬やハンドラーは、専門的な研修を受けています。付添犬は、社会福祉法人日本介助犬協会又は公益社団法人日本動物病院協会に所属する犬で、認定 NPO 法人子ども支援センターつなぐの付添犬認証委員会によって認証された付添犬です。付添犬との対面や面接への同席が適当であると判断された場合、子どもが付添犬に会うことができます。

